

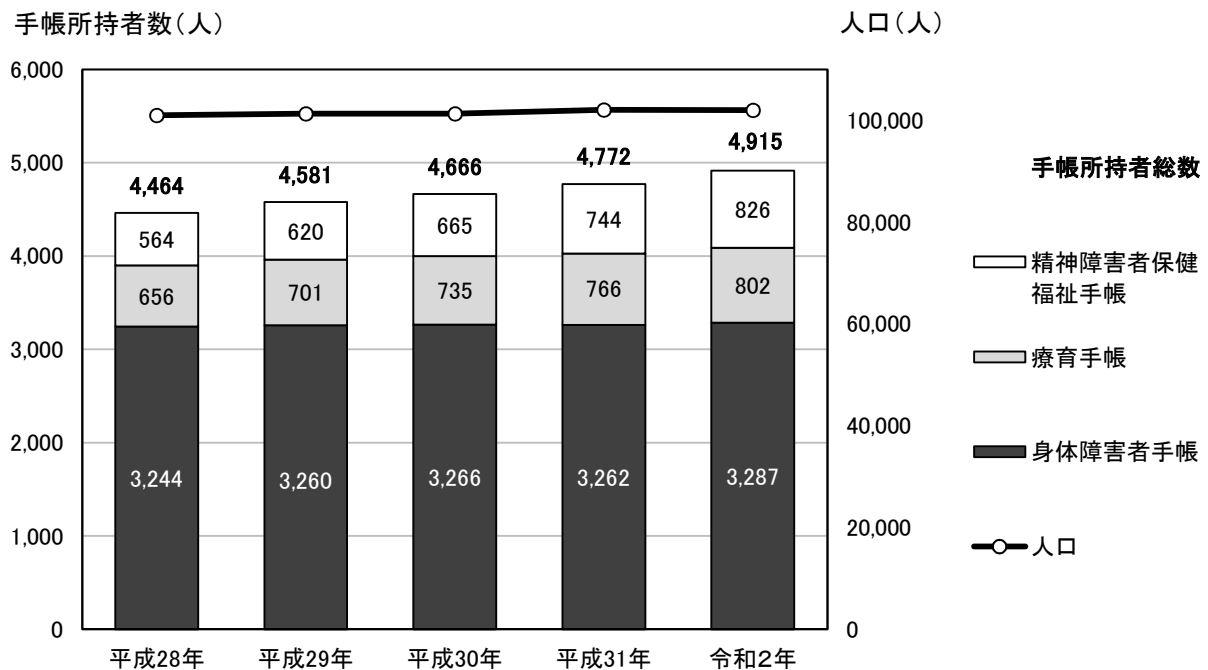
第6期可児市障がい者計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

可児市における人口と障がい者手帳の所持者数について、平成28（2016）年から令和2（2020）年の傾向は下記のとおりです。人口はわずかな増減はあるものの、手帳所持者数は増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが46%増と顕著で、令和2年に療育手帳所持者数を超えました。

第6期可児市障がい者計画は、新たな国の障がい福祉に関する動向や、可児市の状況や取り組みを踏まえ、令和3年度からの障がい福祉に関する取り組みを着実に推進し、障がいのある人が望む地域で、必要とする支援や障がい福祉サービスを受けられるよう、サービス提供体制の整備や社会参加を図りながら、安心して暮らせるまちを目指し、策定しました。

■人口増減と障がい者手帳所持者数



人口：各年4月1日／手帳：各年3月31日

2 計画の性格

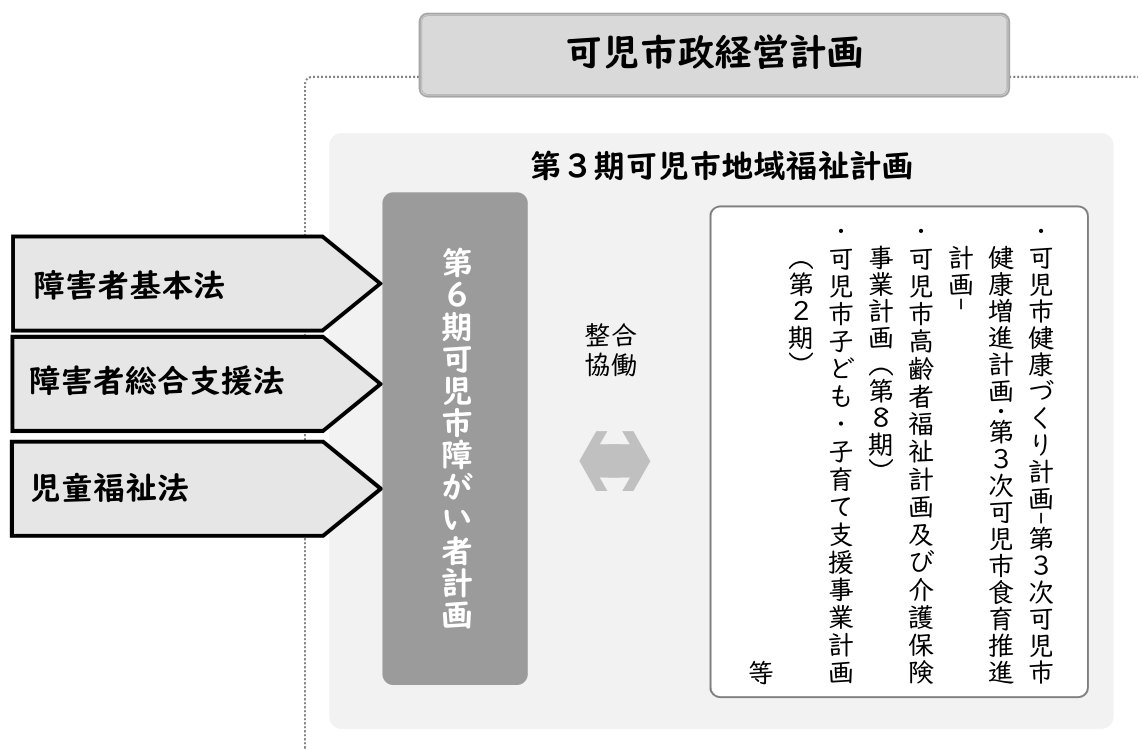
本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として「第 6 期可児市障がい者計画」、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として「第 6 期可児市障がい福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として「第 2 期可児市障がい児福祉計画」を位置づけ、これらの計画を一体として『第 6 期可児市障がい者計画』を定めました。

この計画は、可児市における障がい者施策の基本的な考え方や障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所サービス等の見込み量について明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざすものです。

■策定する計画の関係性

法に基づく計画の名称	策定する計画の名称	定める内容
市町村障害者計画	「第 6 期可児市障がい者計画」	障がい者施策の基本的な考え方
市町村障害福祉計画	「第 6 期可児市障がい福祉計画」	障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量
市町村障害児福祉計画	「第 2 期可児市障がい児福祉計画」	障害児通所サービス等の見込み量

■第 6 期可児市障がい者計画の位置づけ



3 計画の期間

国の基本指針では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の計画期間を3年としています。これに即して、本市でもこれらの計画の期間を3年を1期として定めることとし、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度を計画期間とする「第6期可児市障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第4期可児市障がい者計画 （第4期障がい福祉計画）			第5期可児市障がい者計画 （第5期障がい福祉計画） （第1期障がい児福祉計画）			第6期可児市障がい者計画 （第6期障がい福祉計画） （第2期障がい児福祉計画）		

4 計画の対象

本計画は、障がいのある人とこの地域に関わる皆さんを対象としています。

5 第5期可児市障がい者計画の総括と課題

(1) 主な成果

第5期可児市障がい者計画における各事業は、概ね計画どおり進捗しています。

また、第5期可児市障がい者計画における成果目標のうち、福祉施設の入所者数の削減目標は、重度の障がいのある人が多く在宅やグループホームでの生活が難しいため達成できませんでした。しかし、施設から地域生活への移行は、2人と目標を達成できました。

地域生活支援拠点等の整備は、中濃圏域内での関係機関との協議により、平成30(2018)年度から運用を開始しました。福祉施設から一般就労への移行促進は、目標を概ね達成しています。

- 基幹相談支援センターは、平成30(2018)年度から運用を開始しました。
基幹相談支援センターを市役所福祉支援課内に設置し、障がい福祉係や一般相談支援事業所等関係機関と連携を図りながら、総合的・専門的な相談に対応しています。
また、市内の事業所の質の向上を図るため研修を実施しています。
OH30年度相談実績 1,305件
OR元年度相談実績 1,459件
- 地域生活支援拠点等の整備は、平成30(2018)年度から運用を開始しました。
地域生活支援拠点は、中濃圏域全体で面的に整備しています。
 - 緊急時の受入れ強化(短期入所事業所: ショートステイ) 9事業所
 - 体験の機会の場の確保(共同生活援助: グループホーム) 11事業所【令和2年8月現在】
- 平成29年度から開所した市有地を貸与したグループホームについて、2箇所13床(男性用)を確保し、R2.8.1現在9床利用中です。また、体験利用者も3人おり、着実に親亡き後の受け皿として活用されつつあります。
民間事業所が空き家を活用したグループホームを開設しました。(4床増)
- 福祉的就労の場などの日中活動サービス施設の整備を促進し、1法人1事業所が事業を開始しました。(生活介護: 1(共生型サービス))【令和2年8月現在】
- 障害児通所支援サービス施設の整備を促進し、3法人5事業所が事業を開始しました。(児童発達支援: 2、放課後等デイサービス: 3)【令和2年8月現在】
- 重症心身障がい在宅支援センターみらい中濃サテライトを可児市役所福祉支援課内に誘致しました。(平成31年4月1日開設)

(2) 今後の課題

- 障がいへの理解促進、情報を提供する方法やしくみが充分ではない状況です。
- 親亡き後の居住の場は整備を促進しましたが、更なる整備が求められています。
特に、短期入所事業所(ショートステイ)や共同生活援助(グループホーム)の整備が求められています。そのために、自立支援協議会の全体会を開催し、広く事業

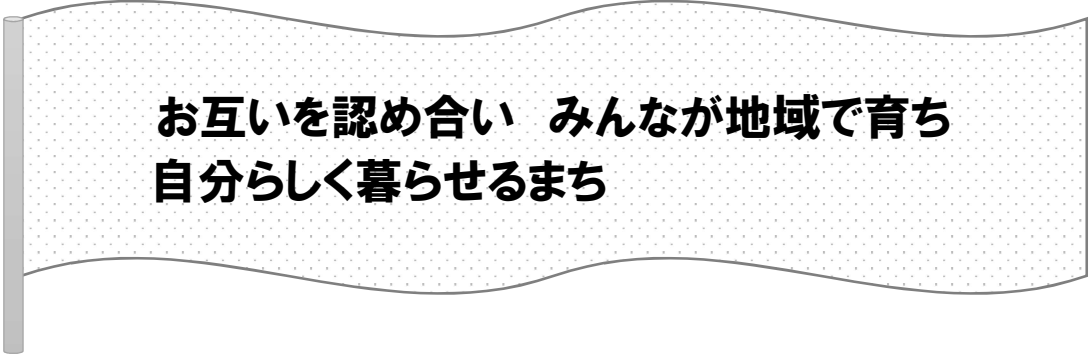
者等にニーズを伝えていく必要があります。

また、サービス利用者への体験利用を促すことも必要です

- 就労するまでの支援だけでなく、就労してからの定着支援が求められています。
- 医療的なケアに対応できる短期入所サービスの充実が求められています。
- 少子高齢化に伴い、障害福祉サービス事業所の人材確保や人材の資質向上も重要な課題となっています。
- 防災や防犯体制の整備について、今後も関係機関との協議が必要です。

6 基本理念

本計画においては「市民中心のまちづくり」を根底に、障がいのある人もない人も共に暮らしていけるまち、「地域共生社会」の実現を目指し、以下のような基本理念を掲げます。



**お互いを認め合い みんなが地域で育ち
自分らしく暮らせるまち**

7 基本目標と施策体系

(1) 地域でつながり、支えあう

障がいのある人もない人も地域の中で共に生活をしていくために、障がいや障がいのある人に対する理解、防災・防犯体制の整備を促進し、当事者や関係者、地域住民の活動を支援します。これらの取り組みを推進するため、情報提供や相談支援体制を強化します。

(1) 障がいの理解と支えあいの心の育成

(4) 情報提供

(2) 市民による支えあいのしくみの強化

(5) 障がい者施策推進のための体制強化

(3) 相談支援体制の充実・強化

(6) 防災・防犯体制の整備

(2) 住み慣れた地域で住み、くらす

障がいのある人が親亡き後も住み慣れた地域や自宅で生活し続けられるよう、グループホームなどの居住の場の整備を推進するとともに、福祉用具や医療費支援などの充実を図ります。

(1) 在宅支援と居住の場の確保

(2) 福祉用具や医療費助成制度の推進

(3) 健やかに、安心して生活する

障がいのある人の健康の維持や重症化の未然予防のため、また障がいの原因となる疾病予防のための医療体制の確保やライフステージに応じた健診を推進するとともに、健診のフォローアップに努めます。

障がいのある人が暮らしやすい生活環境づくりにあたっては、住居や公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化を図るほか、権利擁護や合理的配慮の提供、差別解消の取り組みを促進します。

(1) 支えあいによる健康づくりの推進

(4) 権利を守るしくみづくり

(2) 健康の保持・増進のための支援

(5) 合理的配慮と差別解消への対応

(3) バリアフリーの計画的推進

(4) 住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ

医療的ケアが必要とされる子どもを含む障がいのある子どもが、障がいの種類や程度などに関係なくその能力に応じた適切な教育を受けられるよう、関係機関と連携し、ライフステージごとに適切な支援を切れ目なく受けられる体制を整備します。また、障がいのある人が参加する生涯学習や文化・スポーツ活動などの一層の推進を図ります。

(1) 総合的な障がい児支援の充実

(2) 生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実

(5) 働き、活動する

障がいのある人の社会参加や自己実現、経済的自立へとつなげるため、能力に応じた就業ができ就業後の定着が図られるよう支援を行っていきます。就業が難しい人に対しては、日中活動や機能訓練の場を充実させます。また、様々な活動に参加するための外出やコミュニケーション支援を行います。

(1) 一般企業等への就業に向けた支援

(3) 日中活動の場の確保

(2) 就業の場の確保と自立訓練の推進

(4) 外出・意思疎通支援の充実

8 重点を置く取り組み

(1) 啓発活動の拡充

障がいのある人に総合的な相談窓口を紹介するため、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターのPR名刺を設置します。

(2) 親亡き後の暮らしの場の整備

障がいのある人が住みなれた地域で生活し続けられるよう、そして親亡き後の暮らしが始まる際に支援体制が途切れないようにするため、短期入所の利用やグループホームの体験利用を促進していきます。また、安心して生活できる住まいの確保のため、日中活動系の障害福祉サービス事業所などと連携したグループホーム整備を促進します。

(3) 就労支援・定着支援

障がいのある人の社会参加や自立の促進、障がいの特性に応じた雇用環境の充実を図るため、相談支援事業所や就労移行・就労継続支援事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関や民間企業の受け入れ窓口との連携や情報交換を強化し、一般就労や福祉的就労へつなげていきます。また、障がいのある人が就労先に定着できるよう支援を行います。その他、障がい者が就労する事業所からの優先調達や製品の販売機会確保などにより、自立支援を促進します。

(4) 障がいのある子どもの早期発見・早期療育

こども応援センターぱあむを中心に関係機関の連携によって、障がい、または発達障がいになる子どもについての各種相談や健診などにより早期発見に努めます。また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などで早期に療育が受けられるように体制を充実させます。また、保育園や学校などを訪問して支援方法などについて助言するなど、支援者に対する支援体制の充実も図ります。

(5) 医療的ケアが必要とされる人への支援充実

医療的ケアが必要な障がい児・者や重症心身障がい児・者、難病等の人への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

(6) 精神障がい者の地域生活支援の充実

精神障がい者の継続した地域での生活や病院からの退院促進等への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関（精神科）や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

9 障がい福祉サービス等の見込み

各年度の障害福祉サービス等の成果目標及び見込みは次のとおりとします。

■令和5年度までの成果目標（国の基本指針に基づくもの）

施設入所者の地域生活への移行 令和元年度の施設入所者数：83人 令和5年度の施設入所者数：83人 令和元年度末の施設入所者に占める地域移行者数：1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実 地域生活支援拠点等の整備：中濃圏域の事業所と連携し、1箇所設置 地域生活支援拠点等の運用状況を継続的に検証・検討：3回【新規】
福祉施設から一般就労への移行等 福祉施設から一般就労への移行者数：13人 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数：7人 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数：6人【新規】 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数：0人【新規】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の就労定着支援事業の利用者の割合：70% 就労移行支援事業所全体に占める、就労定着率が8割以上の事業所数の割合：70%【新規】
障害児支援の提供体制の整備等 児童発達支援センターの設置：設置しない 保育所等訪問支援サービスの拡充：整備する 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保：1か所 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保：1か所 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置：1か所 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るためのコーディネーターを配置：1人【新規】
相談支援体制の充実・強化等【新規】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施：1900件 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言：16件 相談支援事業所の人材育成のために行う支援の実施：4件 相談支援機関との連携強化：24件

障がい福祉サービス等の質の向上【新規】

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用：5人

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：整備する

指導監査結果の共有：4件

第6期可児市障がい福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量は以下のとおりです。

■訪問系サービスの見込み量

(時間分は1ヶ月あたりの支給量)

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	55	55	55	55
	時間分	550	550	550	550
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3
	時間分	11	11	11	11
同行援護	人/月	10	12	14	16
	時間分	90	95	100	105
行動援護	人/月	0	1	1	1
	時間分	0	5	5	5
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

■日中活動系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	180	185	190	195
	人日/月	3,400	3,500	3,600	3,700
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	13	14	15	16
	人日/月	100	110	120	130
就労移行支援	人/月	35	40	40	40
	人日/月	300	310	320	330
就労継続支援A型	人/月	140	145	150	155
	人日/月	2,100	2,150	2,200	2,250
就労継続支援B型	人/月	160	170	180	190
	人日/月	2,100	2,200	2,300	2,400
就労定着支援	人分	10	14	18	22
療養介護	人/月	11	11	11	11

短期入所（医療型）	人/月	4	4	4	4
	人日/月	15	15	15	15
短期入所（福祉型）	人/月	50	60	60	60
	人日/月	300	350	350	350

■居住系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	35	35	35	35
施設入所支援	人/月	83	83	83	83
地域生活支援拠点等 の整備	回	0	3	3	3

■相談支援サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	120	130	140	150
地域移行支援	人/月	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0

第2期可児市障がい児福祉計画に基づく障害児通所サービスの見込み量は以下のとおりです。

■障害児通所サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	300	310	320	330
	人日/月	1,000	1,030	1,060	1,090
医療型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	23	23	23
放課後等デイサービス	人/月	200	210	220	230
	人日/月	2,000	2,100	2,200	2,300
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1
	人日/月	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1
	人日/月	0	0	3	3
障害児相談支援	人/月	73	75	77	79